

「時間外労働の上限規制に関する説明会」の開催

【建設業編・道路貨物運送業編】

厚生労働省では、長時間労働の是正に向けた取組の一環として、下記のとおり、業務委託事業により、建設事業者及びトラック事業者の方々を対象にした時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催いたします。

記

1 事業の趣旨・目的

時間外労働の上限規制を含めた改正労働基準法及び改正労働安全衛生法の施行内容等について広く周知するための説明会を開催し、働き方改革の推進に向けた気運の醸成及び新たな労働時間制度に基づく適切な労務管理の徹底と対策の推進を図る。

2 説明会開催期間【[開催日程（随時更新）](#)】

令和5年9月から令和6年1月まで

3 受託事業者【ご質問・お問合せ先】

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部

『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局

フリーコール＜0800-222-3029＞ 受付時間：(平日) 09:00～17:00

E-mail：36kyoutei@lec.co.jp

< 申込方法 >

上限規制説明会専用 HP から入力

専用 HP URL <https://www.jougenkisei.com>

4 その他

本委託事業において、説明会開催を案内する郵便が事業場あてに届くことがあります。

説明会におきましては、開催地を管轄する労働基準監督署の職員より説明いたしますが、説明会の運営は受託事業者が行っておりますので、本委託事業についてご不明な点などございましたら、前記3の【[ご質問・お問合わせ先](#)】にいただきますようお願いいたします。

受託事業者には守秘義務が課されており、したがって説明会開催の郵送に使用した事業場名称、所在地等については本委託事業以外のセミナー案内等営業活動に使用することはなく、本委託事業の説明会等にて得られた情報は、行政目的以外で使用することはありません。